

河川入門講座 (29)

河川環境（その2）
—自然環境対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



わが国土は基本的に山地で平地が少ないので、その平地での2000年以上にわたる農業開発や、近代に入っての都市の拡大により、平地の自然環境に富んだ土地すなわち樹林地、原野、低湿地などが殆んど無くなりました。

平地でかろうじて残っている、魚や鳥などの動植物のいる自然に富んだ土地というと、河川くらいになってしまいました。

下水道整備など水質汚濁対策が進み、河川の流れがきれいになると人々の関心が河川に向き、かろうじて残された河川の敷地や流水の自然環境と、その生物の保護と回復を求める声が高まりました。

反対が強く、難航していた利根川の「八ッ場ダム事業」、長良川河口部の「長良川河口堰事業」などでは、自然環境の破壊というスローガンが人々の注目を集めました。

又、特別に水質が良いわけでもない高知県の四万十川が、NHKの放送をきっかけに日本一の清流としてもてはやされたのは、やはり時代の感覚を反映していたのです。

一方、都市部の河川では、河道の拡幅用地の取得が困難なため、洪水対策の河川改修工事というと、河岸をコンクリートの垂直護岸とし、あげくには河底までコンクリートで覆う“三面張”などという工法まで登場し、自然環境への留意どころではありませんでした。

これは河川の荒廃の反面教師となり、河川改修にコンクリートを使うな、コンクリートの塊のダムを止めろという意見が高まり、ついには“コンクリートから人へ”といいスローガンを掲げる政党まで現われました。

当時の旧建設省河川局も時代の趨勢と人々の要望に応え、河川の自然環境の保全と回復を、河川管理の重要な課題として積極的に取組むようになり、河川環境改善の予算を確保したり、河川環境管理計画を策定したりしました。

又、従来とかく協力関係の薄かった自然生態分野と土木・建設分野の、意思疎通と人的交流を図るため、「応用生態工学会」という学会の設立も応援しました。

このような動きを法的にも裏付けようと、平成9年（1997）に河川法が改正され、従来の河川管理の2大目的たる、災害の防止を図る「治水」と河川流水の維持と利用を図る「利水」の2つに加えて、新しく河川環境の保全と利用を図る「環境」が第3の目的として明文化されたのです。

その後、公共事業における環境重視の姿勢は、河川以外の分野にも広がりつつあり、河川法の改正はその先鞭をつけたものとして評価されます。